

## 公立高等学校・特別支援学校臨時の任用職員の募集について

岐阜県教育委員会

### 1 募集の校種

県内の公立高等学校・特別支援学校

### 2 募集の職種

常勤講師、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員（特別支援学校のみ）

### 3 採用期間

原則として、1月間から1年間

### 4 登録資格

（1）必要とする教員免許状を所有する者（取得見込みも可）

（2）学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しない者

### 5 登録方法

・下記のホームページにある入力フォームから電子申請を行ってください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/173233.html>

・原則、電子申請のみでの受付となります。



### 6 注意事項

- ・講師の採用については、各学校において講師の必要が生じた際に、その都度ご連絡します。そのため、申込者全員が採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。
- ・随時登録の受付をしていますが、令和8年4月からの勤務をご希望の場合は、できる限り令和7年12月末までに登録してください。
- ・電子申請によるデータ入力をもって登録完了となります。

### 7 その他

- ・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

#### ※「特定性犯罪」の例

不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行など（詳しくは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）をご参照ください）。

#### 【問合せ先】

岐阜県庁 岐阜県教育委員会事務局 高校教育課 県立学校教員人事係 Tel 058-272-8741